

香川県事務処理の特例に関する条例別表第1の25の項(1)に規定する鳥獣を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第52号

香川県事務処理の特例に関する条例別表第1の25の項(1)に規定する鳥獣を定める規則の一部を改正する規則
香川県事務処理の特例に関する条例別表第1の25の項(1)に規定する鳥獣を定める規則(平成17年香川県規則第119号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
略		香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)別表第1の25の項(1)に規定する規則で定める鳥獣は、次に掲げるものとする。	
科名	種名	科名	種名
動物界		動物界	
1 鳥綱		1 鳥綱	
(1) きじ目		(1) <u>あび目</u>	
きじ科	<u>ヤマドリ</u>	あび科	<u>シロエリオオハム</u>
(2) <u>かも目</u>		(2) <u>かいつぶり目</u>	
かも科	<u>マガン、アカツクシガモ、オシドリ、 アカハジロ</u>	かいつぶり科	<u>アカエリカイツブリ</u>
(3) <u>かいつぶり目</u>		(3) <u>こうのとり目</u>	
かいつぶり科	<u>アカエリカイツブリ</u>	さぎ科	<u>ヨシゴイ、ミゾゴイ、チュウサギ、 クロサギ</u>
(4) <u>あび目</u>		とき科	<u>ヘラサギ、クロトキ</u>
あび科	<u>シロエリオオハム</u>	(4) <u>かも目</u>	
(5) <u>ぺりかん目</u>		かも科	<u>マガン、アカツクシガモ、オシドリ、 アカハジロ</u>
さぎ科	<u>ヨシゴイ、チュウサギ、クロサギ</u>	(5) <u>たか目</u>	
とき科	<u>クロトキ、ヘラサギ</u>	たか科	<u>ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、 サシバ</u>
(6) <u>つる目</u>		(6) <u>きじ目</u>	
つる科	<u>クロヅル</u>	きじ科	<u>ウズラ、ヤマドリ</u>
くいな科	<u>クイナ、ヒクイナ、オオバン</u>	(7) <u>つる目</u>	
(7) <u>かっこう目</u>		つる科	<u>クロヅル</u>
かっこう科	<u>ジュウイチ、ツツドリ</u>	くいな科	<u>クイナ、ヒクイナ、オオバン</u>
(8) <u>よたか目</u>		(8) <u>ちどり目</u>	
よたか科	<u>ヨタカ</u>		
(9) <u>ちどり目</u>			

ちどり科	イカルチドリ、オオメダイチドリ
しぎ科	オオジシギ、ダイシャクシギ、ハマシギ
(10) たか目	
みさご科	ミサゴ
たか科	ハチクマ、ツミ、ハイタカ
(11) ふくろう目	
ふくろう科	オオコノハズク、アオバズク、トラフズク、コミミズク
(12) ぶっぼうそう目	
かわせみ科	アカショウビン、ヤマセミ
(13) きつつき目	
きつつき科	オオアカゲラ、アカゲラ
(14) すずめ目	
かささぎひたき科	サンコウチョウ
つばめ科	コシアカツバメ
ひたき科	コマドリ、コサメビタキ
ほおじろ科	ホオアカ
2 哺乳綱	
(1) もぐら目	
もぐら科	略
(2) こうもり目	
ひなこうもり科	ニホンテングコウモリ
(3) ねこ目	
略	

たましぎ科	タマシギ
ちどり科	イカルチドリ、シロチドリ、オオメダイチドリ
しぎ科	ハマシギ、ダイシャクシギ、オオジシギ
(9) かつこう目	
かつこう科	ジュウイチ、ツツドリ
(10) ふくろう目	
ふくろう科	トラフズク、コミミズク、オオコノハズク、アオバズク
(11) よたか目	
よたか科	ヨタカ
(12) ぶっぼうそう目	
かわせみ科	ヤマセミ、アカショウビン
(13) きつつき目	
きつつき科	アカゲラ、オオアカゲラ
(14) すずめ目	
つばめ科	コシアカツバメ
もず科	アカモズ
つぐみ科	コマドリ
ひたき科	コサメビタキ
かささぎひたき科	サンコウチョウ
ほおじろ科	ホオアカ
2 哺乳綱	
(1) もぐら目	
もぐら科	略
(2) ねこ目	
略	

附 則

この規則は、平成25年9月15日から施行する。